

## 第 3 5 回

### 総会議事録

日 時 令和2年3月13日（金）13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

平成 31 年 1 月 20 日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
欠	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第 2 ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第 3 ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第 1 ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第 4 ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草苅 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鎧水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

# 第35回総会 議事日程

第1 開 会

第2 挨 捶

第3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第4 議 事

議 第180号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第181号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第182号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第183号 農用地利用集積計画について

議 第184号 農用地利用配分計画案について

議 第185号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

議 第186号 農地取得に係る下限面積の変更について

第5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可について

(5) 農地法第5条届出書受理通知書の返戻について

(6) 運営委員会の結果について

## 第6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年4月13日（月）

次回の委員調査について 令和2年4月9日（木）

## 第7 その他

## 第8 閉会

## 第35回総会議事録

(令和2年3月13日(金) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 23名

欠席委員 1名

開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>本日は、4番 會田委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数23名、欠席委員1名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>それでは、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	(開会) 及び (あいさつ)
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、2番 森田 委員、8番 日下部 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第180号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第180号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。2ページの64号から5ページの74号までの11件です。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>61号については、令和2年2月25日付で取下げ、申請人を変更し、同日付で別途申請があり、68号で受付けております。</p> <p>64号について、所有権移転による経営拡張です。</p> <p>譲受人は農業をして30年になる方で、現在、妻と子の3人で農業に従事しております。</p>

	<p>65号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして20年になる方で、現在、妻と両親の4人で農業に従事しております。</p> <p>66号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして50年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>67号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして40年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。</p> <p>続いて、3ページをお願いします。</p> <p>68号について、所有権移転による新規就農です。 前回保留となった案件について、申請人を変更し申請があつたもので、委員調査案件となっております。</p> <p>69号について、相続人以外への特定遺贈です。 委員調査案件となっております。</p> <p>70号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。委員調査案件となっております。</p> <p>続いて、4ページをお願いします。</p> <p>71号、72号について、同じ借受人の賃借権設定による新規就農です。 委員調査案件となっております。</p> <p>続いて、5ページをお願いします。</p> <p>73号について、賃借権設定による経営拡張です。 委員調査案件となっております。</p> <p>74号について、賃借権設定による経営拡張です。 委員調査案件となっております。</p>
議長	以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
長澤委員	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>68号案件について3番 長澤 委員から報告お願いします。</p> <p>3番 長澤です。68号案件については、2月の総会で61号案件が調査不十分という事で保留になっていましたが、その後、2月25日に譲受人を変更したいと申請取り下げ願いの提出があり、同日付けで親子3名での取得から、母と子2名での取得へ変更されて申請が改めて提出されました。</p> <p>譲受人は、鋳造所の法人を経営しており、会社の食堂で使う米を自分で生産したいと思い、申請地の紹介をしてもらい、購入を決めたそうです。営農指導及び必要な機械の借り入れは、同じく南館の農家の</p>

	<p>方に依頼するということです。</p> <p>今回の調査事項について、まず名義人を変更した理由は、父親は会社を経営していて年齢も高いので家業に専念してもらうという事でした。また、畑は母親、田は息子さん中心に作るという事で2人の名義に変更したという事です。</p> <p>転用・販売を目的としないという事で、そ菜については、[REDACTED]はナス・キュウリ・キャベツ・菊、[REDACTED]がネギ・菊、を母親中心に管理・栽培していくという事であります。</p> <p>一番前回も問題になったのですが、営農計画の中での、土地改良区との関連もあるわけですけれども、水利見回りです。ポンプアップしての水配りという事で、24時間体制をとらなければならない場合もあるという事で、そのことを周りに迷惑をかけないで、できるのか、という事が一番ネックになるのかな、と思ったところです。</p> <p>前回田植え後の水利見回りについては、前回の計画では「1日おきに10間ほど、その後一週間に2~3回」と記載だったのですが、「毎日の見回り」に変更したという事であります。</p> <p>ポンプ当番についてですが、水利担当の方に直に伺って、当番のあり方とか水の管理の仕方を聞いてきたという事であります。</p> <p>「それを聞いて本当にできるのか」と確かめたわけですけれども、「迷惑をかけないでとにかくやります」という決意がありました。</p> <p>また、直に説明を受けたという事もありますし、「その点に関しては自分だけの問題ではないですし、きちんと水管理を行っていただきたい」と伝えて、「やります」と強い決意を語っていただきました。</p> <p>あと、前回も見せていただきましたけれども、今作っている場所については、きちんと管理しているという事でした。</p> <p>また、機械を運べるのか、という問題もあったのですが、今回、トラクターを譲り受けて、自宅の車庫に保管し、2t トラックで現地へ運んで行くという事でした。トラクターや2t車の写真も見せていただきました。</p> <p>当初から問題になっている、大変な所をわざわざ購入しないで、もっと近くの楽な場所を購入してから、こういう難しい場所を購入してはどうですか、というご指導もいただきましたが、「せっかくこういう機会をいただいたので、皆さんに迷惑をかけないように頑張ってやります」という強い意思でしたので、資料等も問題なく全部揃っておりましたので、許可相当という判断をした次第です。</p> <p>一緒に金子委員からも聞き取りに参加いただきましたので、金子委員からも報告お願いします。</p> <p>私も聞き取りに同席させていただきました。主に指導してくださる南館の農家の方に、ご意見等を伺ったわけです。</p> <p>彼は、現在18町歩ぐらいの田んぼを作っています。「間違いなく指導できるのですか」と確認したところ、必ず責任を持って指導を行うという事でした。</p> <p>今回の場所につきましては、ポンプアップして水をかけるという事で、「自分勝手に様々な水利の事をできないのだよ」と念を押したと</p>
金子委員	

	<p>ころ、その順番が来た時には、夜遅くなっても間違いなく指導するという事でしたので、営農指導に関しては間違いないのではないのかな、と思っております。以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、69号案件、70号案件について 6番 丹野 委員から報告お願ひします。</p>
丹野 委員	<p>6番 丹野です。69番案件についてですけれども、申請地については議案書記載のとおりです。 譲渡の理由ですが、特定遺贈であります。 申請土地でありますけれども、耕作者が入院することとなり、農作業ができないという状態でありますて、入院されてから遺言書を書いて、この土地を譲受人に譲渡するという事であります。 田畠が心配でしたが、奥さんだけではやっていけず、後継者もいないという事であります。 遺言については、耕作者は去年の7月に亡くなったわけですけれども、11月に裁判所から遺言書が正式に許可されまして、譲渡人からも同意がございまして、譲受人に遺贈されることとなつたという事であります。 譲受人との関係につきましては、譲受人の母親の兄の子供が遺贈者だそうです。その関係で遺言を書かれたという事であります。 申請地につきましては、譲受人のところから6km程で、距離的にもそんなに離れていないという事であります。 また、譲受人につきましては認定農業者で、13町歩程の田畠を所有しているという事であります。 以上、調査の結果、許可相当と判断したところです。審議の程よろしくお願ひします。</p>
丹野 委員	<p>続きまして、70号案件についてですが、申請地については議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、農地法施行規則第17条第2項に該当しまして、隣接する宅地等と一体的に利用しなければ農地として利用が困難な土地であります。 譲受人につきましては、小さな耕耘機等も持っております、申請地を耕作している様子だったので、聞いたところ、譲渡人の父親から譲受人に、耕作不便のため代わりに耕作してほしい、と話があったそうです。それで契約を結びまして平成元年から耕作をしているそうです。 その時に金銭の授受がございまして、今回については売買価格 [ ] になっており、譲受人は30年以上前からナス・キュウリ等を作っているという事であります。また、農地法施行規則第17条第2項に該当するという事で、今回の申請に至ったそうです。 以上、調査の結果、許可相当と判断したところです。審議の程よろしくお願ひします。</p>

議長	<p>続きまして、71号案件、72号案件について高橋 徳郎 委員から報告お願ひします。</p>
高橋（徳）委員	<p>7番 高橋です。それでは、71号案、72号案件について、ご説明します。</p> <p>借受人が同じという事でありますので、まとめてお話したいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>申請地につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>貸出人につきましては、どちらの方も高齢化による経営縮小であります、貸し出しに同意しているという内容です。</p> <p>借受人につきましては、新規就農でありますけれども、現在、寒河江の農業試験場において研修中で、昨年の4月から今月までという事であります。研修の内容は果菜のナス・トマトが中心です。</p> <p>父親については稻作農家ですが、今回は別の部門で就農したいという事でした。農業を始めるきっかけとしましては、野菜等を育てる事に興味があったという事でありまして、ここを借りたら何を作るのか確認したところ、キュウリを中心作りたいという事がありました。</p> <p>来年度から始まりますJAのキュウリ圃地に申し込んでいるという事で、そこで収入を上げながら、今回借りた土地につきましては土壤検査をして、今年いっぱいは土づくりをしたいという考えを持っていました。出荷先はJAと丸勘という事でした。</p> <p>隣に果樹園がありますので、農薬飛散防止の関係から、その圃場の周りにはスマートツリー、タイサンボクを植えるという事でした。花木の出荷先は仙台という事でした。</p> <p>土壤調査をして適地となればハウスを建てたい、ハウスを建てるとなれば井戸もいるという事で、これにつきましては貸主の方に話し済みという事でした。今後トラブルにならないようにしっかり相談するように伝えました。</p> <p>経営につきましては、JAの営農センター等から指導を受けながらやるという事でした。</p> <p>賃貸借権について解約するというような事になった場合は、農業委員会での解約手続きが必要になる、と二人に伝えております。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しましたので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、つづきまして73号案件、74号案件について5番 金子委員から報告お願ひします。</p>
金子委員	<p>5番 金子です。それでは、73号案件について調査の報告をさせていただきます。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおりになっております。</p> <p>権利の種類としましては、賃借権の設定です。</p> <p>借受人については、現在サファイヤナス、サツマイモ、ブロッコリー等を作っているそうです。</p> <p>現在の営農状況は、約4,000m<sup>2</sup>程畑を借りて栽培しているとい</p>

	<p>う事でございます。</p> <p>軽トラックを所有し、トラクター、動噴に関してはリースという事でございます。</p> <p>この借りた土地で何を作るのか、と聞いたところ、シルクスイートというサツマイモを作つて直売所で売つて、冬期間の収入にするという事でした。</p>
金子委員	<p>続きまして、74号案件ですけれども、賃借権の設定という事です。申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>今回の申請地には、水稻を栽培するという事です。</p> <p>借受人については、現在、10町歩程田を借りて主に米、畑にはナス、中玉トマト等を栽培しているという事でございます。</p> <p>機械の所有につきましては、トラック、刈払い機を所有し、リースとして、トラクター、田植機、コンバインを親から借りて作業をしているという事でございます。</p> <p>譲渡人については、高齢になり農業を廃止したいという事で、たまたま譲受人が借りたいという事で、話がまとまったという事でございます。以前は、借受人の父親から田んぼに関しましては、稲刈り、乾燥調製をしていただいたという事でございます。</p> <p>賃借料に関しましては、10aあたり [REDACTED] 円という事でございます。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
佐藤（幸）委員	<p>15番 佐藤です。68号案件についてお聞きします。</p> <p>農機具としてトラクターを購入という事で一步前進ですが、新規就農を作業委託でやるというのは、大丈夫なのでしょうか。</p> <p>トラクターがあつても、田起こし、代掻きはできるのですけれども、その後の田植え、刈取りの機械は南館の農家の方から全部借りるのでですか。</p> <p>18町歩作つてかなり大きい機械です。新規就農者が操作するのはそう簡単ではないと思います。私だったら自分の機械を貸すというのは、壊されるという危険性もあるので、出来かねません。</p> <p>譲渡人もそのような機械を操作するのをどう思つておられるのか、知りたいです</p>
長澤委員	<p>どこからどこまでするのが新規就農なのか、だと思うのです。</p> <p>聞き取りの中では、刈取りに関しては委託したいという話でして、慣れていけば自分でもできるようになると思うが、最初から自分で刈取りを行うのは厳しいという話でした。</p> <p>自分で刈取りしないと新規就農にあたらないのか、と判断する基準が定められているのがあるのか私にはわかりません。</p>

事務局	<p>この点ですが、全てを委託するのは新規就農にはあたりませんので当然認められない話なのですが、必要最低限委託するという部分は、一般の農家の方がやっておられる事なので、全てを一人でできる事ではないと認識しているところです。</p> <p>今回は、委員の説明ですと、刈取り・乾燥調製の部分ですので、除外するような判断をしなくて良いのかな、と考えております。</p>
佐藤（幸）委員	<p>作業的には、ほぼ委託でないのか、と捉えるのですが。その辺りで大丈夫なのかと、思う。</p> <p>田植機も一番大きい8条か10条用を持っていて、移動させるだけでも大変で、田植も委託作業になるのかな、と思う。</p>
事務局	田植も委託ですか。
長澤委員	苗は作ってもらうと聞いています。
金子委員	<p>指導する南館の農家の方に関しては、たまたま天童とか内表近辺も耕作しているという事で、その都度、田植に関しましては、機械を使って教えるのかな、という気はします。</p> <p>乾燥調製に関しましても、南館の農家の方に委託します。品種に関しては、「はえぬき」を植えます。だから刈取りの適期等に幅がありますし、天童や内表近辺に行った時に、効率を考えて作業するのだ、と聞いています。</p> <p>田植に関しては素人なので、間違いなく手取足取り教えると言っておりました。</p>
佐藤（幸）委員	<p>考えると、無理なのかな、と思います。教える事は出来ると思うますが、危なっかしいために見ていられなくて、「私がやります」となり、結局、全部委託作業となってしまって、新規就農として認められなくなるのが心配です。</p> <p>新規就農者も中々いないという事で、新規就農者を頭から駄目だといえない時代に入っていると思うのですが、これで良いのか、と疑問に思う。悪い前例にならなければ良いのですが。</p>
長澤委員	<p>農業委員会としてどこまで指導できるのかという範囲もあるし、書類上の不備はないし、それに関しては問題無いから、「基本的には書類的には揃っているので問題は無いですよ」と言えばそれまでなのですが、「これで良いのか」と先程佐藤委員がおっしゃったような問題があるわけです。</p> <p>「初めてで、このような農作業ができるのか」と言わわれれば、そうかもしれない。けれども、本人が「やる」と言っている以上は、「駄目」とは言えないし、南館の農家の方なりに見てもらって、常日頃目を通した状態で、注意するなり、指導してもらうなり、そういう事をしていく必要がある、と思う。ただ、それに拘束力を持たせるというのは、</p>

	中々農業委員会としては厳しいのではないか、という気はします。事務局で、拘束力についてはどう考えますか。
事務局	文面上は出てきませんので、やはりご指摘いただいた部分については、大切にしていかなければならないと思います。
佐藤（幸）委員	途中で出来ないという事で、耕作放棄地にならないかと心配です。耕作放棄地の発生を防止するのも仕事の一つだと思うのです。
長澤委員	遊休農地化してしまったという事になれば、とんでもない話になると思います。 私も取り組みやすいところから始めたら良いのでは、とアドバイスをしました。
大築・会長職務代理	南館の農家の方は、今回仲介した [REDACTED] の耕作地を全部作っている方です。 それを前提にすれば、譲渡人が作ると言っても、彼が全部作るであろうと認識しています。 たぶん3ヘクタール程作っていると思いますけれども、[REDACTED] の下請けを全部しています。 その意気込みを買うという調査員の話ですが、その辺の認識を少しお持ちの中で見ていった方がよろしいと思いました。
佐藤（幸）委員	たぶん、わたしもそういう流れになると思いました。 ただ、水回りが他の所と違うので、そうなれば、24時間当番なった時に管理できるのか疑問です。
大築・会長職務代理	[REDACTED] は3年3作を全然していませんからね。
高橋（一）委員	今まで長い時間、68号案件について話をしてきたわけですが、やはり今回新規就農で入るので、かなり慎重になっているかと思うし、今までの経過もあって、佐藤委員も心配する事だと思います。なおさら [REDACTED] となれば心配な面も出て来るわけです。 譲受人が経営する会社は、私の地元にあるわけですが、その業務の内容から忙しいのではないのか、と思っています。その点からいくと、新規就農で、まして新規就農の自分の経営をやるだけでなくて水稻栽培に関する付帯事項も出て来るので、そのところが確約になっているのであれば、その他に新規就農で駄目という理由はなくなってしまうのかなと思う。 だと、やっぱり地元の農業委員さんなり、指導・監視にあたるのが良いのかなという気がします。
議長	他にございませんか。

金子委員	<p>先程、佐藤委員からありました、南館の農家の方が水管理をきちんととするのか、については、地元にも作っている所があるのですが、水管理については、[REDACTED]なのです。</p> <p>今回は念を押しまして、「間違いなくできるのか」と聞いたところ、「責任を持つてします」と言っておりました。また、譲渡人にも水管理ができる事の確認をしております。</p> <p>将来はどうなるのかわかりませんけれども、農業委員自ら目を通すしかないのかなと思います。また、調査した委員も会った時には、「きちんと管理をしているか」と声かけをするつもりであります。</p>
推名委員	<p>金子委員に確認ですけれども、私の田んぼの近くでも作っているのですが、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>これでも、本人が「やる」という事を信じるしかないのでですかね。</p>
議長	信用するしかないと思うのですが。
草薙委員	<p>農地法3条の許可要件で、許可できない場合の条文ですが、取得後効率的に利用できない場合で、いろんな条件が出ていますけれども、機械であったり、通作距離であったり、農業に関する技術であったり、そういう部分を個々該当するかどうか検討しなければならないと思う。</p> <p>何となく、地元の農業委員がこれから指導しなければならないのではないか、というのではなく、農地法の3条は将来取り消しができないので、許可が相当か相当でないかという議論を、条文に照らして判断しないと、非常に将来的に困る事態が出て来るのではないのかと思う。</p>
長澤委員	<p>全くその通りだと思うのですが、自動車免許だと仮免許制度がありますが、その様に一時的に許可は出すけれど、状況を見て執行停止をし、最終的に許可を出す、というものであれば問題ないわけですが、そういうものはないわけです。</p> <p>我々はどうすれば良いのか。最終的に全部委託する事になるのは重々承知です。しかし、本人が「やる」と言っている以上は、それを「駄目」とは立場上、私が言えるのかというのが問題になると思う。</p>
草薙委員	条文に有るような事を勘案して、面接すれば良いと思う。3条許可の要件に本人の意欲ばかり書いてあるわけではないのです。
議長	それで、許可相当という判断をしたのですよね。
金子委員	はい。
議長	という事で良いのではないですか。

金子委員	間違いなくする、という確約を取っております。
佐藤（幸）委員	今後は良いのですが、その近くに減反している所があるのですが、そこは多分田んぼより早く耕作放棄地になるのではないか、という気がします。
金子委員	ちょうど道路を挟んで2枚目ですよね。線路側の方ですが、ナスとキュウリを作っていて、社員食堂で振る舞うという話でした。 以前は、ソバを作っていたと聞きました。
佐藤（幸）委員	いえ、前に耕作していた人が毎年ブロッコリーを作っていたのですが、栽培しづらい土地だと言っていました。
議長	他にございませんか。
丸子委員	9番 丸子です。71号案件、72号案件について、大部筆数が多いのですが、連担になっていますか。また、所有する農業機械はどうなっていますか。
高橋（徳）委員	所有する農業機械につきましては、商用バンを1台所有しております。トラクター、管理機、動噴機、トラックにつきましては、親から借りて、リースという事であります。管理機、動噴機については導入予定という事であります。 連担について、71号案件は筆数がかなり有りますけれども、実際のところ、4枚に分かれております。72号については、2枚に分かれます。
丸子委員	畠50aというと、田んぼ50a以上に農作業に手間がかかるわけです。 JAのキュウリ団地にもハウスを借りているという事で、こちらでもキュウリを作るのですが、夏秋なのか冬春なのかわからないですが、収穫期が重なる事があるのです。そうなると、1人では管理できないという事が解るわけで、この農地についての作付け体系を見直す必要があるのかな、と思う。 例えば、11月頃に収穫するような露地野菜をこちらに植えてハウス主体にするとか、そういう具体的な計画がないと許可できない、と思う。
高橋（徳）委員	利用計画書の中で、夏秋きゅうりを10a程度、秋冬のネギ20a程度、その他花木20a程度作付するとなっておりますが、土壤診断の結果、変わる可能性もあるという事です。
議長	他にございませんか。
議長	無いようすでにお諮りします。

	<p>議 第 180 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 180 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決します。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 181 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>議 第 181 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。内容は、7 ページの 66 号から 9 ページの 77 号までの 12 件です。</p> <p>10 ページをご覧下さい。</p> <p>66 号について、場所は落合町で、山形国際交流プラザより南へ約 300m に位置しており、2 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、建築条件付きの宅地分譲です。</p> <p>譲受人は住宅建築・不動産を手掛ける法人ですが、小学校や商業施設にも近い、当地区に宅地分譲を計画すれば需要があると見込まれることから、当該農地を譲り受け、宅地分譲しようとするものです。</p> <p>11 ページをご覧下さい。</p> <p>67 号について、場所は横道で、飯塚コミュニティセンターから北へ約 70m に位置しており、2 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と子の 3 人で生活しておりますが、市外にある妻の実家に子供を預けながら、別々の勤務先で働いている状況であることから、勤務先にアクセスが良く、子育てに適した環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>12 ページをご覧下さい。</p> <p>68 号について、場所は片谷地で、建築条件付きの宅地分譲です。</p> <p>委員調査案件となっております。</p> <p>13 ページをご覧下さい。</p> <p>69 号について、場所は漆山で山形刑務所から南東へ約 500m に位置しており、2 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、資材置き場の設置です。</p> <p>譲受人は、自宅に事務所を構え建築業を営んでおりますが、近くに住む両親宅の敷地の一部を作業場として使用、既存の資材置き場も近くにあるものの、手狭であり、碎石等の資材保管場所を増やす必要があることから、現在の作業場に近い、当該農地を譲り受け、資材置場を新たに設置しようとするものです。</p> <p>14 ページをご覧下さい。</p>

70号について、場所は沼木で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。

15ページをご覧下さい。

71号について、場所は前明石で、市立南沼原小学校から南西へ約700mに位置しており、2種農地と判断しております。

転用目的は、一般住宅の建築です。

譲受人は、現在、市内の社員寮で妻と子の3人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから父親が所有する当該農地を借り受け、住宅を建築しようとするものです。

16ページをご覧下さい。

72号について、場所は落合町で、市立千歳小学校から、南西へ約200mに位置しており、1種農地と判断しております。

転用目的は、自動車整備業の廃業に伴う工具類の保管スペースの設置のための一時転用です。

借人は、事務所を自宅に置き、市街地に土地を借りて自動車整備業を営んでおりますが、高齢となったことから、経営を縮小し自宅で事業を続けるとのことです。このため、現在の整備工場は閉鎖し、取り壊したうえで、土地を返還しなければならないが、自動車整備業を続けながら、工具類等の処分を行っていくため、当該農地を借り受け、廃業に伴う工具類の一時保管スペースを設置しようとするものです。

17ページをご覧下さい。

73号について、場所は十文字で、市立楯山学校から北東へ約1kmに位置しており、1種農地と判断しております。

転用目的は、駐車場及び進入路の設置です。

譲受人は、生コンの販売を中心に土木建築業を請負う法人です。

同社では、東日本大震災に伴う復興支援に力を入れ、従業員とコンクリートポンプ車を増やすなど事業を拡大してきましたが、これに伴い、従業員の駐車スペースが手狭となったことや事業車両と従業員車両の接触事故等の危険があることから、併用地と併せて、当該農地を譲り受け、従業員駐車場と駐車場への進入路を設置しようとするものです。

18ページをご覧下さい。

74号について、場所は青柳で、県立中央病院から東へ約600mに位置しており、2種農地と判断しております。

転用目的は、河川改修工事に伴うゴミ集積所及び物置の移転のための一時転用です。

借人は、村山高瀬川の河川改修工事に伴い、青柳第5町内会が所有する既存の物置小屋が河川改修の工事区域内にあり、ゴミ集積所についても工事区域に近接していることから、住民の安全を図るために、河川改修工事が完了するまでの間、当該農地を借り受け、ゴミ集積所及び物置を設置しようとするものです。

19ページをご覧下さい。

75号について、場所は青柳で、県立中央病院から東へ約600m

	<p>に位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、河川改修工事に伴う仮設事務所及び資材置き場設置のための一時転用です。</p> <p>借人は、村山高瀬川の河川改修工事のため、現場事務所及び資材置き場が必要となったことから、約5ヶ月間、当該農地を借り受け、仮設事務所及び資材置き場を設置しようとするものです。</p> <p>20ページをご覧下さい。</p> <p>76号について、場所は伊達城一丁目で、倉庫の建築です。 委員調査案件となっております。</p> <p>21ページをご覧下さい。</p> <p>77号について、場所は漆山で、建築条件付きの宅地分譲です。 委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>68号案件について5番 金子 委員から報告お願いします。</p>
金子委員	<p>それでは、私の方から68号案件について報告させていただきます。 申請人及び内容については、記載のとおりでございます。 今回、転用する目的については、宅地分譲でございます。</p> <p>譲受人は、南山形地区の中でもJR蔵王駅周辺に分譲住宅を計画すれば、学校や商業施設にも近く、市内への交通アクセスもよいことから需要が見込めると判断し土地を探していたところ当該農地が見つかり申請に至っております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、今計画は12区画の分譲となります。建築を条件に宅地分譲を許可するものでございます。</p> <p>申請地はJR蔵王駅から北東へ250～350mの場所に位置する農地でございます。10ヘクタール以上かつ土地改良事業施行地でございますが、JRの駅より300m以内にある農地を3種農地、それを超える500m以内にある農地を2種農地と判断しております。</p> <p>被害防除対策としまして、汚水は、公共下水道。生活雑排水も、公共下水道。雨水は、宅地内は地下浸透、開発道路の側溝への雨水につきましては、最上川中流土地改良区で維持管理する官地である水路へ放流。また、土地改良区からの放流許可見込みがあることを確認しております。なお、最上川中流土地改良区からの意見書も提出がございます。</p> <p>参考までに、土地取得費は[REDACTED]円です。1m<sup>2</sup>あたり約[REDACTED]円、坪当たり約[REDACTED]円となっております。</p> <p>土地造成費は[REDACTED]円。建築費は[REDACTED]円程となっております。</p> <p>1棟当たりの売買価格は、土地・建物込みで[REDACTED]円</p>

	<p>～ [REDACTED] 円を見込んでいるという事でございます。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、70号案件、77号案件について7番 高橋徳郎 委員から報告お願いします。</p>
高橋（徳）委員	<p>7番 高橋です。70号案件からご報告申し上げます。</p> <p>申請人及び内容については、記載のとおりです。</p> <p>転用理由につきましては、建築条件付きの宅地分譲です。</p> <p>譲受人は、沼木地区内の中でも沼木パークタウン近辺であれば住環境に適しており宅地分譲を計画すれば需要が見込めると土地を探していたところ、当該農地が見つかり申請に至ったという事であります。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、今計画は3区画の分譲となります、建築を条件に宅地分譲を許可するものであります。</p> <p>申請地は山形広域クリーンセンターから北東へ約300mの場所に位置し、土地改良事業未施行地で10ha未満の宅地に囲まれた小集団農地であることから、2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策としましては、汚水は、公共下水道。生活雑排水も、公共下水道。雨水は、地下浸透です。</p> <p>参考といたしまして、土地取得費は、[REDACTED]円。1m<sup>2</sup>あたり約[REDACTED]円です。</p> <p>土地造成費につきましては、[REDACTED]円。建築費は、3棟合計で[REDACTED]円です。</p> <p>一棟当たりの売買価格は、[REDACTED]円前後かな、という事がありました。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。</p>
高橋（徳）委員	<p>続きまして、77号案件について、申請人及び内容については、記載のとおりです。</p> <p>転用理由につきましては、こちらも建築条件付きの宅地分譲です。</p> <p>譲受人は、漆山地区内でJRの駅からも近い場所であれば住環境に適しており、宅地分譲を計画すれば需要が見込めると、土地を探していたところ当該農地が見つかり申請に至っているという事です。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、今計画は9区画の分譲となります、建築を条件に宅地分譲を許可するものであります。</p> <p>申請地はJR漆山駅より北西へ約320mの場所に位置しておりまして、土地改良事業施行地ではありますが、JRの駅より300m以内にある農地を3種農地、超える部分を2種農地と判断いたしました。</p> <p>被害防除対策につきましては、汚水は、公共下水道。生活雑排水も、公共下水道。雨水は、地下浸透であります。最上川中流土地改良区からの意見書も添付されております。</p>

	<p>参考でありますけれども、土地取得費は、[REDACTED]円。1 m<sup>2</sup>あたり約[REDACTED]円です。</p> <p>造成費につきましては、[REDACTED]円。建築費は、9棟合計で[REDACTED]円です。</p> <p>1棟当たりの売買価格は、[REDACTED]円～[REDACTED]円程度という事でございました。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	続きまして、76号案件について丹野 委員から報告お願いします。
丹野委員	<p>6番 丹野です。76号案件について報告します。</p> <p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>転用理由ですが、倉庫の建築になります。</p> <p>譲受人につきましては、山形市内で自動車タイヤ販売、自動車部品販売、車両整備等を行う法人です。以前より業務を通じた個人、法人の方々より普通・スタッドレスタイヤの保管場所の確保について強い要望が寄せられておりました。有償での保管需要が見込めると判断し、土地を探していたところ、現在店舗を4ヶ所展開しており、その周辺で検討した結果、国道13号線沿いにある立谷川店に隣接する当該農地が見つかり申請に至っております。他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められるものであります。</p> <p>申請地は山形刑務所より南東へ約350mで、10ha未満で市街化区域より500m以内に位置する小集団農地であることから、2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策としましては、雨水については、地下浸透になります。</p> <p>土地取得費は、[REDACTED]円です。1m<sup>2</sup>あたり[REDACTED]円、1坪当たり約[REDACTED]円となっております。</p> <p>造成費は、[REDACTED]円。建築費は、[REDACTED]円です。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
安達委員	転用目的が宅地分譲の案件が3件あったのですが、分譲地の周りも農地という所もあると思うのですが、果樹畠の消毒等に関して周りの農地との調整はどうなっているのでしょうか。
金子委員	68号案件については、今の件に関しまして、隣が農地であり、田と果樹園があります。宅地分譲業者に対しては、所有者と調整を行ってください、と伝えてあります。

高橋（徳）委員	70号案件につきましては、地図を見て解るように、問題がないのかな、と思っております。 77号案件につきましては、南側が田んぼという事になっておりまして、そこの田んぼに、昔水捌けが悪かったらしく、暗渠を掘っているらしいです。 ちょうど建築予定の角の所で暗渠が壊れています、水が出ている状態なのですが、業者の方で工事をして水を抜くというような事で隣接地の方々と話をしているようですので、問題はないのかな、と思っております。
丹野委員	76号案件については、問題ない、と思います。
事務局	今の安達委員からの質問についてですが、事務局の受付にあたりましても周りが農地という場合については、特に果樹園等の場合には農薬散布に注意が必要なのですが、音等の問題も含めてこういう場所であるという事を、宅地建物取引士の責任において、売買の際にきちんと説明してもらうように、事務局からも伝えております。よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。
石川委員	76号案件についてですが、申請地の面積に比べて倉庫の面積が小さいと思うのですが、他の土地は何に使うのですか。
丹野委員	それにつきましては、タイヤの一時保管の部分もあります。 また、100坪程の倉庫を建てるわけですけど、将来、必要となれば倉庫を増やしていく考えだそうです。
石川委員	一度に大きい面積の土地を買わなくても良いように思うのですが。
丹野委員	図面を見てもうと併用地もあるのですが、土地を買う時に分筆して土地を購入すると、残っても譲渡人が使えない土地が出て来るので、分筆しないで購入する話になったようです。
議長	他にございませんか。
議長	無いようすでにお諮りします。 議 第181号について、許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第181号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決します。
議長	次に進みます。

	<p>議 第182号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書22ページをお願いします。</p> <p>議 第182号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。</p> <p>内容は、23ページの394号から、26ページの435号までの42件です。</p> <p>23ページをお願いします。</p> <p>394、395号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、中間管理事業による利用集積で貸付です。</p> <p>396号と397号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、中間管理事業による利用集積で貸付です。</p> <p>398号から24ページの407号まで、利用集積の解約で、借人主導による、法人へ移行するための解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で法人へ貸付です。</p> <p>24ページの408、409号と410、411号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で410、411号の借受人へ貸付です。</p> <p>412号について、農地法3条による貸借契約の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で売買です。</p> <p>25ページをお願いします。</p> <p>413号について、利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>414号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>415号について、戦前からの農地貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、売買希望とのことです。</p> <p>416号について、農地法3条による貸借契約、及び利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>417、418号から、26ページの423、424号まで、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>次に、26ページの425、426号と427、428号について、農協転貸の利用集積の解約で、有害鳥獣被害を理由に借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>429、430号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主</p>
--	--

	<p>導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却です。</p> <p>431、432号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。</p> <p>433、434号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付です。</p> <p>435号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第182号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	全員異議なしと認め、議 第182号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決します。
議長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第183号 農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>なお、本議案には、1番 安達 委員、9番 丸子 委員 に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただくことになります。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書27ページをお願いします。</p> <p>議 第183号 農用地利用集積計画についてです。</p> <p>このたびは、農地中間管理事業による借り入れがありますので、議案は、機構借り入れ分と分けて集計しております。</p> <p>はじめに、農地中間管理事業以外の分について、28ページをご覧ください。</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、田が281,120m<sup>2</sup>、畑が5,584m<sup>2</sup>、樹園地が7,842m<sup>2</sup>、計294,546m<sup>2</sup>です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、稲作が140筆で280,330m<sup>2</sup>、麦類が1筆で732m<sup>2</sup>、露地野菜が14筆で5,584m<sup>2</sup>、果樹が7筆で7,842m<sup>2</sup>です。</p> <p>契約期間別では、</p>

	<p>3年以上 6年未満が 55筆 92, 303m<sup>2</sup>      6年以上 10年未満が 5筆 10, 539m<sup>2</sup>      10年以上が 102筆 191, 704m<sup>2</sup>です。</p> <p>内訳につきましては、29ページの494、495号から43ページの583、584号までの90件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>次に、所有権移転について、28ページに戻っていただいて、右上の2. 所有権移転については、田が10, 417m<sup>2</sup>、畠が13, 188m<sup>2</sup>、合計で23, 605m<sup>2</sup>です。</p> <p>内訳については、44ページの12号から、45ページの21号までの10件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>農地中間管理事業以外の農用地利用集積計画の公告日につきましては、令和2年4月1日水曜日を予定しております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業による借入れ分について、46ページをご覧下さい。</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、田が550, 832m<sup>2</sup>、畠が3, 299m<sup>2</sup>、樹園地が709.72m<sup>2</sup>、計554, 770.72m<sup>2</sup>です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、稲作が254筆で550, 832m<sup>2</sup>、露地野菜が4筆で3, 299m<sup>2</sup>、果樹が2筆で709.72m<sup>2</sup>です。</p> <p>契約期間は10年で、260筆 554, 770.72m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>内訳につきましては、47ページの46号から72ページの202号までの157件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>農地中間管理事業による農用地利用集積計画の公告日につきましては、令和2年3月25日水曜日を予定しております。</p> <p>以上、農用地利用集積計画については適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
佐藤（和）委員	何件がある、渡江の株式会社東海林農園さんの代表者ですが、息子さんなのか父親なのかを教えていただけないでしょうか。
事務局	今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います
議長	他にございませんか。
議長	無いようすでにお諮りします。議 第183号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第183号 農用地利用集積計画について、原案のとおり意見を決定することに決します。
議長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第184号 農用地利用配分計画案について、を上程します。</p> <p>なお、本議案には、15番 佐藤幸悦 委員に関する案件がありますので、総会では参与を控えていただくことになります。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の73ページをお願いします。</p> <p>議 第184号 農用地利用配分計画案についてです。</p> <p>74ページの農用地利用配分計画案の総括表をご覧ください。</p> <p>左側の上から、農用地利用配分計画案に係る借受け者数は66経営体、配分計画案に係る貸付け者数は156名となっております。</p> <p>地区別の内訳は、表のとおりとなっております。</p> <p>表の一番下になりますが、このたび、中間管理事業で貸付ける農地は、13地区で、計260筆、面積が554,770.72m<sup>2</sup>で、中間管理事業で借入れる面積と同面積の貸付となっております。</p> <p>また、右側の参考についてですが、借受け希望申込者数は170経営体、貸付け希望申込者数は186名となっており、地区別の貸付希望申込み状況は表のとおりです。</p> <p>現在、14名の方、36,048m<sup>2</sup>の農地が現時点で受け手とのマッチングがなされていない状況です。</p> <p>次に75ページから93ページの「農用地利用配分計画案」をご覧ください。</p> <p>配分計画案は、先月13日に山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会にて審議したマッチング案に基づき作成したものです。</p> <p>受け手については、人・農地プランに位置付けられた中心的経営体、円滑化事業からの切り替え、現在の経営農地に近接していることから効率的経営が図れる経営体等を選定している状況です。</p> <p>今後のスケジュールは、県による配分計画の認可が4月中旬の予定で、5月上旬には、機構と受け手との契約が成立することとなります。</p> <p>以上、「農用地利用配分計画案」については、適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第184号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議 第184号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決します。
議長	次に進みます。 議 第185号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書94ページをお願いします。 議 第185号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、95ページの8号、1件です。 96ページをご覧下さい。 8号について、場所は上宝沢で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。よろしくお願ひします。
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 8号案件について7番 高橋徳郎 委員から報告お願いします。
高橋（徳）委員	7番 高橋です。8号案件について、ご説明申し上げたいと思います。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。 申請地は、平成30年3月14日時点で [REDACTED] の相続人が不在となり、相続財産管理人である弁護士が選任され、実質的に農地として管理する者が不在となっている状況でした。この度、隣接する所有者が同一の宅地とともに売却したく、申請に至ったという事です。 申請地の状況でありますけれども、農振農用地区域外という事であります、1年以上作付けされていない遊休地であります。 隣接地の状況という事で、96ページをご覧いただきたいのですが、1については宅地であります。2については隣の畠という事で、道路沿いの宅地において、土留めにより隣接地1の宅地と段差があるような状況で、農地についても石積み等により高低差があるような状況です。3についても、隣の畠という事であります、そこについても同じように石積みがされておりまして、段差があるという状況であります。 4につきましては、すぐ馬見ヶ崎川という事になっておりまして、10mぐらい落ちる崖地となっております。奥はネットが張り巡らされており、熊とかカモシカが侵入できない様になっておりました。 地域の推進委員とともに、隣接する宅地と一体利用でしか耕作地として利用できない事、30a以下の経営面積となる小規模農業者が利用しても、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響がない事を確認しております。 以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。

議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議 第185号について、指定することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議 第185号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決します。
議 長	次に進みます。 議 第186号 農地取得に係る下限面積の変更について、上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案書97ページをお願いします。 議 第186号 農地取得に係る下限面積の変更についてです。 98ページをご覧ください。 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域の変更についてで、このたびの変更対象は、表に記載した9カ所の設定区域です。 現在の設定区域は99ページの山形市農業委員会が定める別段の面積の告示に記載のとおりとなっていますが、「変更理由」は、議案書に記載のとおり、耕作の目的に供されることが確実と判断したうえで、農地法3条の許可をし、これに基づいて所有権移転が行われたことから、下限面積0.1アールの設定区域と定めるための要件の一つである、規則第17条第2項第1号の規定に該当しなくなつたため、設定区域を変更しようとするものです。 以上、農地取得に係る下限面積の変更について、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議 第186号について、原案のとおり変更することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第186号 農地取得に係る下限面積の変更について、原案のとおり変更することに決します。
議 長	これで議事を終了します。

議長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の（1）から（5）まで、事務局から報告願います。</p> <p>続きまして、報告事項について説明いたします。</p> <p>100ページをお願いします。</p> <p>報告事項（1）、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、101ページの146号から105ページの164号まで19件を受理しております。</p> <p>次に、107ページをお願いします。</p> <p>報告事項（2）、農地法第4条届出書の受理につきましては、108ページの15号から17号の3件を受理しております。</p> <p>次に、109ページをお願いします。</p> <p>報告事項（3）、農地法第5条届出書の受理につきましては、110ページの67号から70号の5件を受理しております。</p> <p>次に、111ページをお願いします。</p> <p>報告事項（4）、農地法第5条の規定による許可につきましては、112ページの52号から113ページの65号までの6件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、114ページをお願いします。</p> <p>報告事項（5）、農地法第5条届出書受理通知書の返戻につきましては、115ページの3号1件について、記載の理由により受理通知書の返戻を受けております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	次に、（4）運営委員会の結果について、報告願います。
佐藤（和）委員	（運営委員会の結果について報告）
議長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事務局	<p>次回の定例総会は、4月13日月曜日に開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、4月9日本曜日です。</p> <p>調査委員については、8番 日下部 委員と9番 丸子 委員にお願いしたいと思います。委員調査の件数が多い場合は10番 斎藤 委員にもお願することができますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。

事務局	<p>事務局から5点ほどございます。</p> <p>まず、人農地プランの更新についての資料を、関係する委員の皆様にお配りさせていただきました。</p> <p>2月28日に、農政委員長はじめ、遠藤 委員、佐藤 忠一 委員に参加いただき、人農地プランの検討会が開催されまして、鈴川、滝山、東沢、本沢、蔵王を除く16地区、13の人農地プランを更新いたしました。後ほど、推進委員の方には郵送させていただきます。</p> <p>資料を配布された方は更新なされたという事ですので、個人情報を含めて取扱いにご注意いただきたいと思います。</p> <p>二つ目ですが、以前皆様にお願いしました、東北萬国社でコーヒーの木を植えたいという話がございましたが、こちらの方は、丹野委員が間に入っていただきまして、大郷地区に植えると話が進んだという事になりました。いろいろ情報提供等、ご協力ありがとうございました。</p> <p>三点目でございますが、令和2年度利用集積計画の年間予定について配布させていただきました。令和2年度については、記載のとおりに進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次に4点目ですが、法務局からの農地の転用事実の照会というものを、事務局の方で、毎月けっこうなペースで回答しております。</p> <p>(配布した資料を基に内容について説明)</p> <p>最後ですが、ご相談したい事がございます。お手元に「農地法施行規則第17条第2項の規定により別段の面積0.1アールの取扱い基準について」という資料を配布しております。</p> <p>(配布した資料を基に相談内容について説明)</p>
議長	ただいまの説明に対し、皆さん何か意見等ありませんか。
議長	何もなければ、事務局提案でよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、そのように。
事務局	やらせていただきます。 事務局からは以上です。ありがとうございました。
草苅委員	事務局にお聞きしたいのです。登記官からの照会書の取扱いですが、昭和56年8月の国の通知はまだ生きているのですか。
事務局	現状をもって判断するという様な事ですか。
草苅委員	私が聞きたいのは、農業委員会の手続きが昭和56年の農水省の通知に書いてあるのですが、その通知自体が生きているかどうかです。
事務局	手元に資料を持ち合わせていないのですが、現在、判断する際には、その後の通知と思われますが、農業委員会の許可や申請に関わらず、

	照会があった場合は、現状で判断をして、20年以上その現状にあると確実に判断できれば、非農地と判断をするという通知があります。
草 莖 委 員	<p>通知を確認して欲しい。取扱いがバラバラになっている、と思う。取扱いを調整して欲しいというのが、質問の主旨です。</p> <p>非農地判断の場合には、農業委員が現地で写真を撮って、事務局といろいろ調整しながら、総会にかけます。</p> <p>ところが、登記官から照会があった場合には、事務局が総会にかけないままで回答するので、農地性があるかどうかの判断がバラバラになっていると、思う。</p> <p>そのあたりの取り扱いを統一しないと駄目なのかな、と思う。</p> <p>昭和56年の国からの通知は、農業委員3人と事務局職員が現地を確認して、総会もしくは農地部会にかけて報告しなさい、ただし急ぎの時にはやむを得ない、となっています。</p> <p>今、報告を受けたのは、全く農業委員が関与する事なく報告している。もし内部で事務局長が専決するような形であれば、非農地判断の場合も総会にかける事がいらないし、取扱いがバラバラなのは駄目なのかな、と思う。</p>
事 務 局	そのあたりは確認したい、と思います。
議 長	確認をして、受け答えを出来るようにしてください。
議 長	他にございませんか。
議 長	何もなければ、これで第35回総会を閉会します。ご苦労様でした。
	(閉会午後3時30分)

以上、議事のてん末を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 ..... [REDACTED]

議事録署名委員 ..... [REDACTED]

議事録署名委員 ..... [REDACTED]